

## 別添 2

機関名	検査・検定員の条件
登録製造時等検査機関（安衛法別表第6関係）	<p>1 安衛法別表第6第1号の（三）の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当するものであること。</p> <p>(1) 特別特定機械等のうちボイラー関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① ボイラーの性能検査に係る検査員の要件を有する者で、安衛法別表第6第1号の（一）の（1）（イ及びニを除く。）及び（2）のいずれにも該当する研修であって学科研修の時間が110時間以上であり、かつ、ボイラーの製造時等検査の検査実習が5件以上であるものを修了したもの</li> <li>② 都道府県労働局においてボイラーの検査の業務に従事した経験を有する者</li> <li>③ 整備法の施行前に旧安衛法第38条第1項の規定により、製造時等検査代行機関が行う製造時等検査に従事した経験を有する者</li> <li>④ 登録製造時等検査機関において、製造時等検査に従事した経験を有する者</li> <li>⑤ 工学関係大学等卒業者であって、ボイラー（※1）の製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア ボイラー（※1）の設計、製作又は検査の業務に10年以上従事した経験を有する者</li> <li>イ ボイラー（※1）の品質管理の責任者として3年以上、かつ、10件以上の経験を有する者</li> </ul> </li> <li>⑥ 工学関係高等学校等卒業者であって、ボイラー（※1）の製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア ボイラー（※1）の設計、製作又は検査の業務に15年以上従事した経験を有する者</li> <li>イ ボイラー（※1）の品質管理の責任者として5年以上、かつ15件以上の経験を有する者</li> </ul> </li> <li>⑦ 小型ボイラーの個別検定に係る検定員の要件を有する者で、安衛法別表第6第1号の（一）の（1）及び（2）のいずれにも該当する研修であって学科研修の時間が95時間以上であり、かつ、ボイラーの製造時等検査の検査実習が5件以上であるものを修了したもの</li> <li>⑧ ボイラーの性能検査員及び小型ボイラーの個別検定員の要件を有する者で、安衛法別表第6第1号の（一）の（1）（イ及びニを除く。）及び（2）のいずれにも該当する研修であって学科研修の時間が80時間以上であり、かつ、ボイラーについての製造時等検査の検査実習が5件以上あるものを修了したもの</li> <li>⑨ 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者（工学に関する学科を修めて卒業した者を除く。以下この表において「大学等卒業者」という。）のうち、3年以上ボイラー等（ボイラー（※1）、第一種圧力容器（※2）、第二種圧力容器、小型ボイラー又は小型圧力容器をいう。以下同じ。）の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第6第1号の（一）の（1）及び（2）のいずれにも該当する研修であって学科研修の時間が160時間以上であり、かつ、ボイラーについての製造時等検査の検査実習が10件以上あるものを修了したもの</li> <li>⑩ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者（工学に関する学科を修めて卒業した者を除く。以下この表において「高等学校等卒業者」という。）のうち、2年以上ボイラー等の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第6第1号の（一）の（1）及び（2）のいずれにも該当する研修であって学科研修の時間が210時間以上であり、かつ、ボイラーについての製造時等検査の検査実習が15件以上あるものを修了したもの</li> </ul> <p>(2) 特別特定機械等のうち第一種圧力容器関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 第一種圧力容器の性能検査に係る検査員の要件を有する者で、安衛法別表第6第1号の（一）の（1）（イ及びニを除く。）及び（2）のいずれにも該当する研修であって学科研修の時間が110時間以上であり、かつ、第一種圧力容器についての製造時等検査の検査実習が5件以上あるものを修了したもの</li> <li>② 都道府県労働局において第一種圧力容器の検査の業務に従事した経験を有する者</li> <li>③ 工学関係大学等卒業者であって、第一種圧力容器（※2）の製造事業場において</li> </ul>

- て、次のいずれにも該当する経験を有する者
- ア 第一種圧力容器（※2）の設計、製作又は検査の業務に10年以上従事した経験を有する者
- イ 第一種圧力容器（※2）の品質管理の責任者として3年以上、かつ10件以上の経験を有する者
- ④ 工学関係高等学校等卒業者であって、第一種圧力容器（※2）の製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者
- ア 第一種圧力容器（※2）の設計、製作又は検査の業務に15年以上従事した経験を有する者
- イ 第一種圧力容器（※2）の品質管理の責任者として5年以上、かつ、15件以上の経験を有する者
- ⑤ 第二種圧力容器又は小型圧力容器の個別検定に係る検定員の要件を有する者で、安衛法別表第6第1号の（一）の（1）及び（2）のいずれにも該当する研修であって学科研修の時間が95時間以上であり、かつ、第一種圧力容器の製造時等検査の検査実習が5件以上であるものを修了したもの
- ⑥ 第一種圧力容器の性能検査員及び第二種圧力容器又は小型圧力容器の個別検定員の要件を有する者で、安衛法別表第6第1号の（一）の（1）（イ及びニを除く。）及び（2）のいずれにも該当する研修であって学科研修の時間が80時間以上であり、かつ、第一種圧力容器の製造時等検査の検査実習が5件以上であるものを修了したもの
- ⑦ 大学等卒業者のうち、3年以上ボイラー等の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第6第1号の（一）の（1）及び（2）のいずれにも該当する研修であって学科研修の時間が160時間以上であり、かつ、第一種圧力容器についての製造時等検査の検査実習が10件以上であるものを修了したもの
- ⑧ 高等学校等卒業者のうち、2年以上ボイラー等の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第6第1号の（一）の（1）及び（2）のいずれにも該当する研修であって学科研修の時間が210時間以上であり、かつ、第一種圧力容器についての製造時等検査の検査実習が15件以上であるものを修了したもの

登録性 能検査 機関（ 安衛法 別表第 9関係 ）	<p>1 表の「別表第一第一号に掲げる機械等」の項の中欄の第5号に規定する「前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者」については、次に掲げる者が該当すること。</p> <p>(1) 特級ボイラー技士免許を受けた者で、ボイラー（※1）の取扱い、検査、保守等の業務に10年以上従事した経験（うち3年以上はボイラー取扱作業主任者としての経験）を有し、かつ、それぞれ安衛法別表第9の特定研修であって学科研修の時間が40時間以上であり、かつ、検査実習が10件以上であるものを修了したもの</p> <p>(2) 都道府県労働局又は労働基準監督署においてボイラーの検査の業務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 整備法の施行前に旧安衛法第41条第2項の規定により、ボイラーについて、性能検査代行機関が行う性能検査に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 工学関係大学等卒業者であって、ボイラー（※1）の製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者</p> <p>① ボイラー（※1）の設計、製作又は検査の業務に7年以上従事した経験を有する者</p> <p>② ボイラー（※1）の品質管理の責任者として3年以上、かつ、10件以上の経験を有する者</p> <p>(5) 工学関係高等学校等卒業者であって、ボイラー（※1）の製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者</p> <p>① ボイラー（※1）の設計、製作又は検査の業務に10年以上従事した絏験を有する者</p> <p>② ボイラー（※1）の品質管理の責任者として3年以上、かつ、10件以上の経験を有する者</p> <p>(6) 一級ボイラー技士免許を受けた者で、ボイラー（※1）の取扱い、検査、保守等の業務に15年以上従事した絏験（うち3年以上はボイラー取扱作業主任者としての経験）を有し、かつ、(1)に規定する学科研修及び検査実習を修了したもの</p> <p>(7) 大学等卒業者のうち、10年以上ボイラー（※1）の設計、製作若しくは据付け</p>
---	---

- の業務に従事した経験又は5年以上ボイラー（※1）の検査の業務に従事した経験を有する者で、(1)に規定する学科研修及び検査実習を修了したもの
- (8) 高等学校等卒業者のうち、12年以上ボイラー（※1）の設計、製作若しくは据付けの業務に従事した経験又は7年以上ボイラー（※1）の検査の業務に従事した経験を有する者で、(1)に規定する学科研修及び検査実習を修了したもの
- (9) 大学等卒業者のうち、3年以上ボイラー等の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第9の特定研修であって学科研修の時間が80時間以上であり、かつ、検査実習が200件以上であるものを修了したもの
- (10) 高等学校等卒業者のうち、2年以上ボイラー等の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第9の特定研修であって学科研修の時間が80時間以上であり、かつ、検査実習が400件以上であるものを修了したもの
- 2 表の「別表第一第二号及び第三号に掲げる機械等」の項の中欄の第5号に規定する「前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者」（安衛法別表第1第2号に掲げる機械等に係る検査員に限る。）については、次に掲げる者が該当するものであること。
- (1) 特級ボイラー技士免許を受けた者で、ボイラー（※1）の取扱い、検査、保守等の業務に10年以上従事した経験（うち3年以上はボイラー取扱作業主任者としての経験）を有し、かつ、それぞれ安衛法別表第9の特定研修であって学科研修の時間が40時間以上であり、かつ、検査実習が10件以上あるものを修了したもの
- (2) 都道府県労働局又は労働基準監督署において第一種圧力容器の検査の業務に従事した経験を有する者
- (3) 整備法の施行前に旧安衛法第41条第2項の規定により、第一種圧力容器について、性能検査代行機関が行う性能検査に従事した経験を有する者
- (4) 工学関係大学等卒業者であって、第一種圧力容器（※2）の製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者
- ① 第一種圧力容器（※2）の設計、製作又は検査の業務に7年以上従事した経験を有する者
- ② 第一種圧力容器（※2）の品質管理の責任者として3年以上、かつ、10件以上の経験を有する者
- (5) 工学関係高等学校等卒業者であって、第一種圧力容器（※2）の製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者
- ① 第一種圧力容器（※2）の設計、製作又は検査の業務に10年以上従事した経験を有する者
- ② 第一種圧力容器（※2）の品質管理の責任者として3年以上、かつ、10件以上の経験を有する者
- (6) 一級ボイラー技士免許を受けた者で、ボイラー（※1）の取扱い、検査、保守等の業務に15年以上従事した経験（うち3年以上はボイラー取扱作業主任者としての経験）を有し、かつ、(1)に規定する学科研修及び検査実習を修了したもの
- (7) 大学等卒業者のうち、10年以上第一種圧力容器（※2）の設計、製作若しくは据付けの業務に従事した経験又は5年以上第一種圧力容器（※2）の検査の業務に従事した経験を有する者で、(1)に規定する学科研修及び検査実習を修了したもの
- (8) 高等学校等卒業者のうち12年以上第一種圧力容器（※2）の設計、製作若しくは据付けの業務に従事した経験又は7年以上第一種圧力容器（※2）の検査の業務に従事した経験を有する者で、(1)に規定する学科研修及び検査実習を修了したもの
- (9) 大学等卒業者のうち、3年以上ボイラー等の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者であって、安衛法別表第9の特定研修であって学科研修の時間が80時間以上であり、かつ、検査実習が100件以上あるものを修了したもの
- (10) 高等学校等卒業者のうち、2年以上ボイラー等の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第9の特定研修であって学科研修の時間が80時間以上であり、かつ、検査実習が200件以上あるものを修了したもの
- 3 表の「別表第一第二号及び第三号に掲げる機械等」の項の中欄の第5号に規定する「前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者」（安衛法別表第1第3号に掲

げる機械等に係る検査員に限る。) については、次に掲げる者が該当するものであること。

- (1) クレーン運転士免許又は移動式クレーン運転士免許を受けた者で、クレーン又は移動式クレーンの取扱い、検査、保守等の業務に15年以上従事した経験（うち3年以上は検査及び保守の業務について責任者としての経験）を有し、かつ、安衛法別表第9の特定研修であって学科研修の時間が40時間以上であり、かつ、検査実習が10件以上あるものを修了したもの
- (2) 都道府県労働局又は労働基準監督署においてクレーンの検査の業務に従事した経験を有する者
- (3) 整備法の施行前に旧安衛法第41条第2項の規定により、クレーンについて、性能検査代行機関が行う性能検査に従事した経験を有する者
- (4) 工学関係大学等卒業者であって、クレーンの製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者
  - ①クレーンの設計、製作又は検査の業務に7年以上従事した経験を有する者
  - ②クレーンの品質管理の責任者として3年以上、かつ、10件以上の経験を有する者
- (5) 工学関係高等学校等卒業者であって、クレーンの製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者
  - ①クレーンの設計、製作又は検査の業務に10年以上従事した経験を有する者
  - ②クレーンの品質管理の責任者として3年以上、かつ、10件以上の経験を有する者
- (6) 大学等卒業者のうち10年以上クレーンの設計、製作若しくは据付けの業務に従事した経験又は5年以上クレーンの検査の業務に従事した経験を有する者で、(1)に規定する学科研修及び検査実習を修了したもの
- (7) 高等学校等卒業者のうち12年以上クレーンの設計、製作若しくは据付けの業務に従事した経験又は7年以上クレーンの検査の業務に従事した経験を有する者で、(1)に規定する学科研修及び検査実習を修了したもの
- (8) 大学等卒業者のうち、3年以上クレーン等（クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター又はゴンドラをいう。以下同じ。）の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第9の特定研修であって学科研修の時間が80時間以上であり、かつ、検査実習が100件以上あるものを修了したもの
- (9) 高等学校等卒業者のうち、2年以上クレーン等の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第9の特定研修であって学科研修の時間が80時間以上であり、かつ、検査実習が200件以上あるものを修了したもの

4 表の「別表第一第四号に掲げる機械等」の項の中欄の第5号に規定する「前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者」については、次に掲げる者が該当するものであること。

- (1) クレーン運転士免許又は移動式クレーン運転士免許を受けた者で、クレーン又は移動式クレーンの取扱い、検査、保守等の業務に15年以上従事した経験（うち3年以上は検査及び保守の業務について責任者としての経験）を有し、かつ、安衛法別表第9の特定研修であって学科研修の時間が40時間以上であり、かつ、検査実習が10件以上あるものを修了したもの
- (2) 都道府県労働局又は労働基準監督署において移動式クレーンの検査の業務に従事した経験を有する者
- (3) 整備法の施行前に旧安衛法第41条第2項の規定により、移動式クレーンについて、性能検査代行機関が行う性能検査に従事した経験を有する者
- (4) 工学関係大学等卒業者であって、移動式クレーンの製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者
  - ①移動式クレーンの設計、製作又は検査の業務に7年以上従事した経験を有する者
  - ②移動式クレーンの品質管理の責任者として3年以上、かつ、10件以上の経験を有する者
- (5) 工学関係高等学校等卒業者であって、移動式クレーンの製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者
  - ①移動式クレーンの設計、製作又は検査の業務に10年以上従事した経験を有する者

- ②移動式クレーンの品質管理の責任者として3年以上、かつ、10件以上の経験を有する者
- (6) 大学等卒業者のうち10年以上移動式クレーンの設計、製作若しくは据付けの業務に従事した経験又は5年以上移動式クレーンの検査の業務に従事した経験を有する者で、(1)に規定する学科研修及び検査実習を修了したもの
- (7) 高等学校等卒業者のうち12年以上移動式クレーンの設計、製作若しくは据付けの業務に従事した経験又は7年以上移動式クレーンの検査の業務に従事した経験を有する者で、(1)に規定する学科研修及び検査実習を修了したもの
- (8) 大学等卒業者のうち、3年以上クレーン等の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第9の特定研修であって学科研修の時間が80時間以上であり、かつ、検査実習が40件以上であるものを修了したもの
- (9) 高等学校等卒業者のうち、2年以上クレーン等の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第9の特定研修であって学科研修の時間が80時間以上であり、かつ、検査実習が80件以上であるものを修了したもの
- 5 表の「別表第一第五号に掲げる機械等」の項の中欄の第5号に規定する「前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者」については、次に掲げる者が該当するものであること。
- (1) クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許又はデリック運転士免許を受けた者で、クレーン、移動式クレーン又はデリックの取扱い、検査、保守等の業務に15年以上従事した経験（うち3年以上は検査及び保守の業務について責任者としての経験）を有し、かつ、安衛法別表第9の特定研修であって学科研修の時間が40時間以上であり、かつ、検査実習が10件以上であるものを修了したもの
- (2) 都道府県労働局又は労働基準監督署においてデリックの検査の業務に従事した経験を有する者
- (3) 整備法の施行前に旧安衛法第41条第2項の規定により、デリックについて、性能検査代行機関が行う性能検査に従事した経験を有する者
- (4) 工学関係大学等卒業者であって、デリックの製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者
- ①デリックの設計、製作又は検査の業務に7年以上従事した経験を有する者
- ②デリックの品質管理の責任者として3年以上、かつ、10件以上の経験を有する者
- (5) 工学関係高等学校等卒業者であって、デリックの製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者
- ①デリックの設計、製作又は検査の業務に10年以上従事した経験を有する者
- ②デリックの品質管理の責任者として3年以上、かつ、10件以上の経験を有する者
- (6) 大学等卒業者のうち、10年以上デリックの設計、製作若しくは据付けの業務に従事した経験又は5年以上デリックの検査の業務に従事した経験を有する者で、(1)に規定する学科研修及び検査実習を修了したもの
- (7) 高等学校等卒業者のうち、12年以上デリックの設計、製作若しくは据付けの業務に従事した経験又は7年以上デリックの検査の業務に従事した経験を有する者で、(1)に規定する学科研修及び検査実習を修了したもの
- (8) 大学等卒業者のうち、3年以上クレーン等の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第9の特定研修であって学科研修の時間が80時間以上であり、かつ、検査実習が30件以上であるものを修了したもの
- (9) 高等学校等卒業者のうち、2年以上クレーン等の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第9の特定研修であって学科研修の時間が80時間以上であり、かつ、検査実習が60件以上であるものを修了したもの
- 6 表の「別表第一第六号に掲げる機械等」の項の中欄の第5号に規定する「前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者」については、次に掲げる者が該当するものであること。
- (1) クレーン運転士免許又は移動式クレーン運転士免許を受けた者で、クレーン又は

- 移動式クレーンの取扱い、検査、保守等の業務に15年以上従事した経験（うち3年以上は検査及び保守の業務について責任者としての経験）を有し、かつ、安衛法別表第9の特定研修であって学科研修の時間が40時間以上であり、かつ、検査実習が10件以上あるものを修了したもの
- (2) 都道府県労働局又は労働基準監督署においてエレベーターの検査の業務に従事した経験を有する者
  - (3) 整備法の施行前に旧安衛法第41条第2項の規定により、エレベーターについて、性能検査代行機関が行う性能検査に従事した経験を有する者
  - (4) 工学関係大学等卒業者であって、エレベーターの製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者
    - ①エレベーターの設計、製作又は検査の業務に7年以上従事した経験を有する者
    - ②エレベーターの品質管理の責任者として3年以上、かつ、10件以上の経験を有する者
  - (5) 工学関係高等学校等卒業者であって、エレベーターの製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者
    - ①エレベーターの設計、製作又は検査の業務に10年以上従事した経験を有する者
    - ②エレベーターの品質管理の責任者として3年以上、かつ、10件以上の経験を有する者
  - (6) 大学等卒業者のうち、10年以上エレベーターの設計、製作若しくは据付けの業務に従事した経験又は5年以上エレベーターの検査の業務に従事した経験を有する者で、(1)に規定する学科研修及び検査実習を修了したもの
  - (7) 高等学校等卒業者のうち、12年以上エレベーターの設計、製作若しくは据付けの業務に従事した経験又は7年以上エレベーターの検査の業務に従事した経験を有する者で、(1)に規定する学科研修及び検査実習を修了したもの
  - (8) 大学等卒業者のうち、3年以上クレーン等の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第9の特定研修であって学科研修の時間が80時間以上であり、かつ、検査実習が20件以上あるものを修了したもの
  - (9) 高等学校等卒業者のうち、2年以上クレーン等の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第9の特定研修であって学科研修の時間が80時間以上であり、かつ、検査実習が40件以上あるものを修了したもの

7 表の「別表第一第八号に掲げる機械等」の項の中欄の第5号に規定する「前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者」については、次に掲げる者が該当すること。

- (1) クレーン運転士免許又は移動式クレーン運転士免許を受けた者で、クレーン又は移動式クレーンの取扱い、検査、保守等の業務に15年以上従事した経験（うち3年以上は検査及び保守の業務について責任者としての経験）を有し、かつ、安衛法別表第9の特定研修であって学科研修の時間が40時間以上であり、かつ、検査実習が10件以上あるものを修了したもの
- (2) 都道府県労働局又は労働基準監督署においてゴンドラの検査の業務に従事した経験を有する者
- (3) 整備法の施行前に旧安衛法第41条第2項の規定により、ゴンドラについて、性能検査代行機関が行う性能検査に従事した経験を有する者
- (4) 工学関係大学等卒業者であって、ゴンドラの製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者
  - ①ゴンドラの設計、製作又は検査の業務に7年以上従事した経験を有する者
  - ②ゴンドラの品質管理の責任者として3年以上、かつ、10件以上の経験を有する者
- (5) 工学関係高等学校等卒業者であって、ゴンドラの製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者
  - ①ゴンドラの設計、製作又は検査の業務に10年以上従事した経験を有する者
  - ②ゴンドラの品質管理の責任者として3年以上、かつ、10件以上の経験を有する者
- (6) 大学等卒業者のうち、10年以上ゴンドラの設計、製作若しくは据付けの業務に従事した経験又は5年以上ゴンドラの検査の業務に従事した経験を有する者で、(1)に規定する学科研修及び検査実習を修了したもの

	<p>(7) 高等学校等卒業者のうち、12年以上ゴンドラの設計、製作若しくは据付けの業務に従事した経験又は7年以上ゴンドラの検査の業務に従事した経験を有する者で、(1)に規定する学科研修及び検査実習を修了したもの</p> <p>(8) 大学等卒業者のうち、3年以上クレーン等の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第9の特定研修であって学科研修の時間が80時間以上であり、かつ、検査実習が10件以上であるものを修了したもの</p> <p>(9) 高等学校等卒業者のうち、2年以上クレーン等の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第9の特定研修であって学科研修の時間が80時間以上であり、かつ、検査実習が20件以上であるものを修了したもの</p>
登録個別検定機関（安衛法別表第12関係）	<p>1 表の「別表第三第一号に掲げる機械等」（以下、本号において「対象機械等」という。）の項の中欄の第3号に規定する「前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者」には、次に掲げる者が該当するものであること。</p> <p>(1) 厚生労働省又は都道府県労働局において対象機械等の個別検定の業務に従事した経験を有する者</p> <p>(2) 整備法の施行前に旧安衛法第44条第1項の規定により、対象機械等について、個別検定代行機関が行う個別検定に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 大学等卒業者のうち、5年以上対象機械等の研究、設計、製作又は検査の業務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 高等学校等卒業者のうち、7年以上対象機械等の研究、設計、製作又は検査の業務に従事した経験を有する者</p> <p>2 表の「別表第三第二号から第四号までに掲げる機械等」の項の中欄の第1号に掲げる「個別検定を行おうとする機械等」に係る業務の経験について、ボイラー及び第一種圧力容器に係る当該経験も含めて差し支えないこと。</p> <p>3 表の「別表第三第二号から第四号までに掲げる機械等」の項の中欄の第5号に規定する「前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者」（別表第3第2号に掲げる機械等に係る検定員に限る。）には、次に掲げる者が該当するものであること。</p> <p>(1) 次の①又は②に掲げる者で、それぞれ、安衛法別表第12の「別表第三第二号から第四号までに掲げる機械等」の項の中欄の第1号に掲げる研修（以下この表において「短期研修」という。）を修了したもの</p> <p>①ボイラー又は第一種圧力容器の性能検査に係る検査員の要件を有する者</p> <p>②特級ボイラー技士免許を受けた者で、ボイラー等の取扱い、検査、保守等の業務に6年以上従事した経験（うち3年以上はボイラー取扱作業主任者若しくは第一種圧力容器取扱作業主任者又は検査及び保守の業務について責任者としての経験）を有するもの</p> <p>(2) 厚生労働省又は都道府県労働局において第二種圧力容器の個別検定の業務に従事した経験を有する者又は都道府県労働局においてボイラー及び第一種圧力容器の検査の業務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 整備法の施行前に旧安衛法第44条第1項の規定により、第二種圧力容器について、個別検定代行機関が行う個別検定に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 工学関係大学等卒業者であって、第二種圧力容器の製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者</p> <p>①第二種圧力容器の設計、製作又は検査の業務に3年以上従事した経験を有する者</p> <p>②第二種圧力容器の品質管理の責任者として2年以上、かつ、20件以上の経験を有する者</p> <p>(5) 工学関係高等学校等卒業者であって、第二種圧力容器の製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者</p> <p>①第二種圧力容器の設計、製作又は検査の業務に5年以上従事した経験を有する者</p> <p>②第二種圧力容器の品質管理の責任者として2年以上、かつ、20件以上の経験を有する者</p> <p>(6) 一級ボイラー技士免許を受けた者で、ボイラー等の取扱い、検査、保守等の業務に9年以上従事した経験（うち3年以上はボイラー取扱作業主任者若しくは第一種圧力容器取扱作業主任者又は検査及び保守の業務について責任者としての経験）を有し、かつ、第二種圧力容器の短期研修を修了したもの</p> <p>(7) 大学等卒業者のうち、6年以上第二種圧力容器の設計、製作若しくは据付けの業務に従事した経験又は4年以上第二種圧力容器の検査の業務に従事した経験を有す</p>

る者で、第二種圧力容器の短期研修を修了したもの

- (8) 高等学校等卒業者のうち、7年以上第二種圧力容器の設計、製作若しくは据付けの業務に従事した経験又は5年以上第二種圧力容器の検査の業務に従事した経験を有する者で、第二種圧力容器の短期研修を修了したもの
- (9) 大学等卒業者のうち、3年以上ボイラー等の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第12の特定研修であって学科研修の時間が80時間以上であり、かつ、検査実習が200件以上であるものを修了したもの
- (10) 高等学校等卒業者のうち、2年以上ボイラー等の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第12の特定研修であって学科研修の時間が80時間以上であり、かつ、検査実習が400件以上であるものを修了したもの

4 表の「別表第三第二号から第四号までに掲げる機械等」の項の中欄の第5号に規定する「前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者」（安衛法別表第3第3号に掲げる機械等に係る検定員に限る。）には、次に掲げる者が該当するものであること。

- (1) 次の①又は②に掲げる者で、小型ボイラーの短期研修を修了したもの
  - ①ボイラー又は第一種圧力容器の性能検査に係る検査員の資格を有する者
  - ②特級ボイラー技士免許を受けた者で、ボイラー等の取扱い、検査、保守等の業務に6年以上従事した経験（うち3年以上はボイラー取扱作業主任者若しくは第一種圧力容器取扱作業主任者又は検査及び保守の業務について責任者としての経験）を有するもの
- (2) 第二種圧力容器に係る検定員の資格を有する者で、小型ボイラーの短期研修を修了したもの
- (3) 厚生労働省又は都道府県労働局において小型ボイラーの個別検定の業務に従事した経験を有する者又は都道府県労働局においてボイラー及び第一種圧力容器の検査の業務に従事した経験を有する者
- (4) 整備法の施行前において旧安衛法第44条第1項の規定により、小型ボイラーについて、個別検定代行機関が行う個別検定に従事している者
- (5) 工学関係大学等卒業者であって、小型ボイラーの製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者
  - ①小型ボイラーの設計、製作又は検査の業務に3年以上従事した経験を有する者
  - ②小型ボイラーの品質管理の責任者として2年以上、かつ、20件以上の経験を有する者
- (6) 工学関係高等学校等卒業者であって、小型ボイラーの製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者
  - ①小型ボイラーの設計、製作又は検査の業務に5年以上従事した経験を有する者
  - ②小型ボイラーの品質管理の責任者として2年以上、かつ、20件以上の経験を有する者
- (7) 一級ボイラー技士免許を受けた者で、ボイラー等の取扱い、検査、保守等の業務に9年以上従事した経験（うち3年以上はボイラー取扱作業主任者若しくは第一種圧力容器取扱作業主任者又は検査及び保守の業務について責任者としての経験）を有し、かつ、小型ボイラーの短期研修を修了したもの
- (8) 大学等卒業者のうち、6年以上小型ボイラーの設計、製作又は据付けの業務に従事した経験又は4年以上小型ボイラーの検査の業務に従事した経験を有する者で、小型ボイラーの短期研修を修了したもの
- (9) 高等学校等卒業者のうち、7年以上小型ボイラーの設計、製作又は据付けの業務に従事した経験又は5年以上小型ボイラーの検査の業務に従事した経験を有する者で、小型ボイラーの短期研修を修了したもの
- (10) 大学等卒業者のうち、3年以上ボイラー等の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第12の特定研修であって学科研修の時間が80時間以上であり、かつ、検査実習が200件以上であるものを修了したもの
- (11) 高等学校等卒業者のうち、2年以上ボイラー等の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第12の特定研修であって学科研修の時間が80時間以上であり、かつ、検査実習が400件以上であるものを修了したもの

	<p>5 表の「別表第三第二号から第四号までに掲げる機械等」の項の中欄の第5号に規定する「前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者」(安衛法別表第3第4号に掲げる機械等に係る検定員に限る。)には、次に掲げる者が該当するものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 次の①又は②に掲げる者で、それぞれ、小型圧力容器の短期研修を修了したもの           <ul style="list-style-type: none"> <li>①ボイラー又は第一種圧力容器の性能検査に係る検査員の要件を有する者</li> <li>②特級ボイラー技士免許を受けた者で、ボイラー等の取扱い、検査、保守等の業務に6年以上従事した経験（うち3年以上はボイラー取扱作業主任者若しくは第一種圧力容器取扱作業主任者又は検査及び保守の業務について責任者としての経験）を有するもの</li> </ul> </li> <li>(2) 第二種圧力容器に係る検定員の要件を有する者で、小型圧力容器の短期研修を修了したもの</li> <li>(3) 厚生労働省又は都道府県労働局において小型圧力容器の個別検定の業務に従事した経験を有する者又は都道府県労働局においてボイラー及び第一種圧力容器の検査の業務に従事した経験を有する者</li> <li>(4) 整備法の施行前に旧安衛法第44条第1項の規定により、小型圧力容器について、個別検定代行機関が行う個別検定に従事した経験を有する者</li> <li>(5) 工学関係大学等卒業者であって、小型圧力容器の製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者           <ul style="list-style-type: none"> <li>①小型圧力容器の設計、製作又は検査の業務に3年以上従事した経験を有する者</li> <li>②小型圧力容器の品質管理の責任者として2年以上、かつ、20件以上の経験を有する者</li> </ul> </li> <li>(6) 工学関係高等学校等卒業者であって、小型圧力容器の製造事業場において、次のいずれにも該当する経験を有する者           <ul style="list-style-type: none"> <li>①小型圧力容器の設計、製作又は検査の業務に5年以上従事した経験を有する者</li> <li>②小型圧力容器の品質管理の責任者として2年以上、かつ、20件以上の経験を有する者</li> </ul> </li> <li>(7) 一級ボイラー技士免許を受けた者で、ボイラー等の取扱い、検査、保守等の業務に9年以上従事した経験（うち3年以上はボイラー取扱作業主任者若しくは第一種圧力容器取扱作業主任者又は検査及び保守の業務について責任者としての経験）を有する者し、かつ、小型圧力容器の短期研修を修了したもの</li> <li>(8) 大学等卒業者のうち、6年以上小型圧力容器の設計、製作若しくは据付けの業務に従事した経験又は4年以上小型圧力容器の検査の業務に従事した経験を有する者で、小型圧力容器の短期研修を修了したもの</li> <li>(9) 高等学校等卒業者のうち、7年以上小型圧力容器の設計、製作若しくは据付けの業務に従事した経験又は5年以上小型圧力容器の検査の業務に従事した経験を有する者で、小型圧力容器の短期研修を修了したもの</li> <li>(10) 大学等卒業者のうち、3年以上ボイラー等の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第12の特定研修であって学科研修の時間が80時間以上であり、かつ、検査実習が200件以上であるものを修了したもの</li> <li>(11) 高等学校等卒業者のうち、2年以上ボイラー等の設計、製作、据付け、検査又は補修の業務に従事した経験を有する者で、安衛法別表第12の特定研修であって学科研修の時間が80時間以上であり、かつ、検査実習が400件以上であるものを修了したもの</li> </ul>
登録型式検定機関（安衛法別表第15関係）	<p>1 安衛法別表第15第1号の（三）に規定する「同等以上の知識経験を有する者」には、次に掲げる者が該当するものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 安衛法別表第4の区分に応じ厚生労働省において当該区分に係る型式検定対象機械等の型式検定の業務に従事した経験を有する者</li> <li>(2) 整備法の施行前に旧安衛法第44条の2第1項の規定により、型式検定対象機械等の区分に応じ、型式検定代行機関が行う型式検定に従事した経験を有する者</li> <li>(3) 大学等卒業者のうち、5年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作又は検査の業務に従事した経験を有する者</li> <li>(4) 高等学校等卒業者のうち、7年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作又は検査の業務に従事した経験を有する者</li> </ul>

(備考)

- 1 ボイラー（※1）は、安衛法が適用されるボイラーのほか、電気事業法又は船舶安全法が適用されるものを含む。
- 2 第一種圧力容器（※2）は、安衛法が適用される第一種圧力容器のほか、電気事業法、船舶安全法、高圧ガス保安法、ガス事業法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律が適用されるものを含む。